

国立大学法人東京農工大学組織運営規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

平成17年2月7日

国立大学法人東京農工大学長 宮田清藏

17 経教 規則第1号

国立大学法人東京農工大学組織運営規則の一部を改正する規則

国立大学法人東京農工大学組織運営規則（16 経教規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表中「長野県小県郡」を「長野県東御市」に、「栃木県安蘇郡」を「栃木県佐野市」に改め、「生物システム応用科学教育部」の次に「、技術経営研究科」を加える。

第4条第2項中「農学教育部及び生物システム応用科学教育部」を「農学教育部、生物システム応用科学教育部、連合農学研究科及び技術経営研究科」に改め、第3項を削除し、第4項中「第2項及び前項の組織」を「第2項の組織」に改める。

第16条第1項中「連合農学研究科」の次に「、技術経営研究科」を加える。

第22条第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

六 技術経営研究科長

第23条第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

六 技術経営研究科副科長

附 則（17 経教 規則第1号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。